

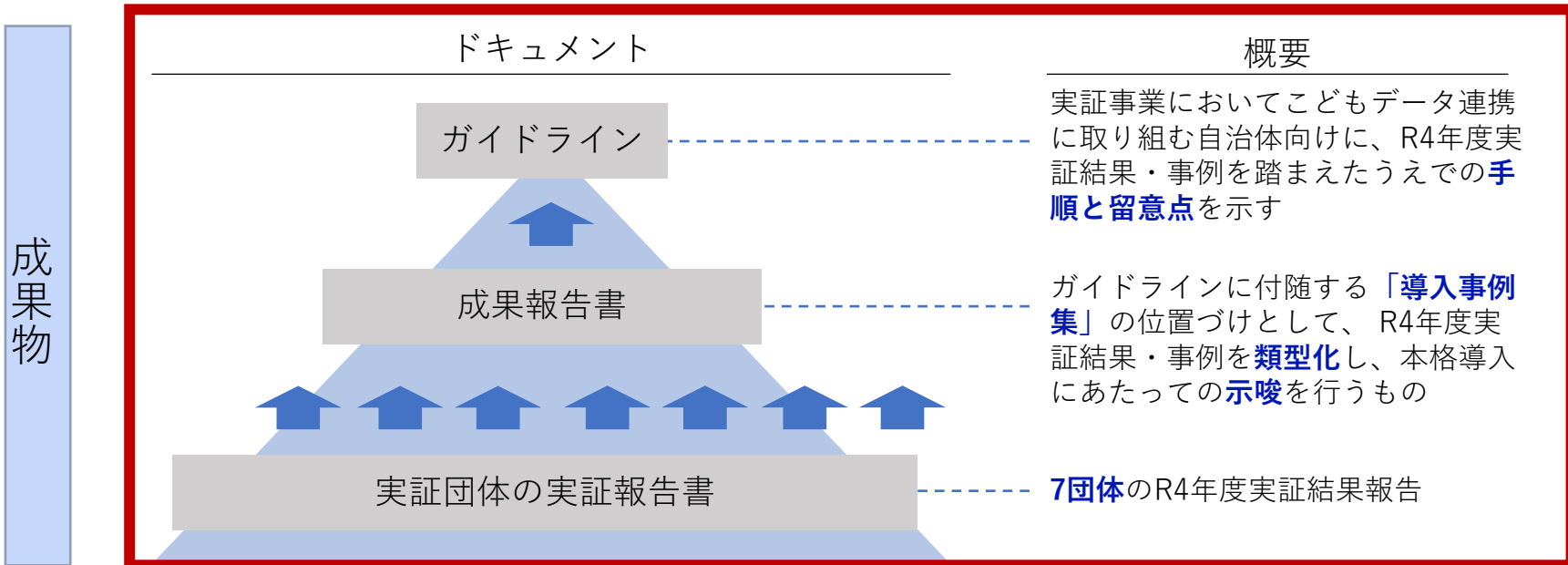
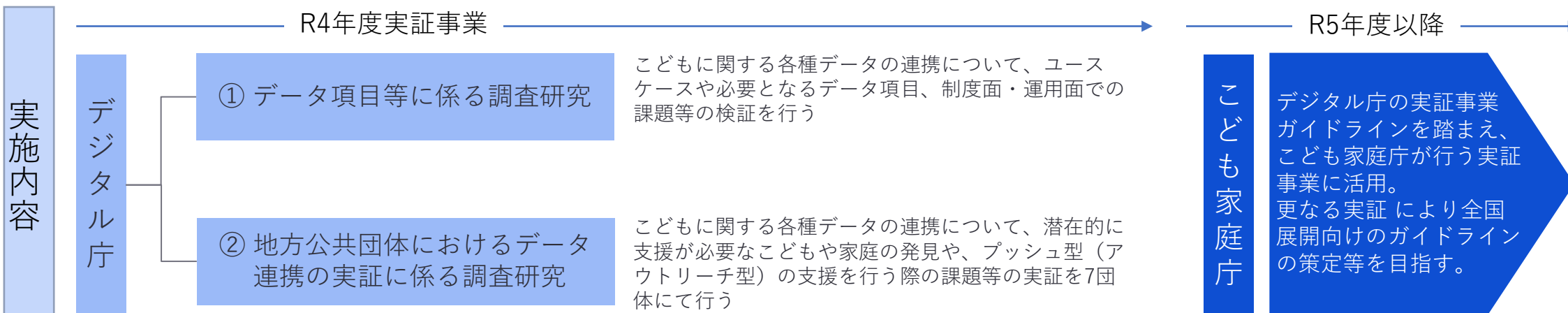
第1回こどもデータ連携ガイドライン検討会

# 令和4年度デジタル庁実証事業の成果について

2023/5/31

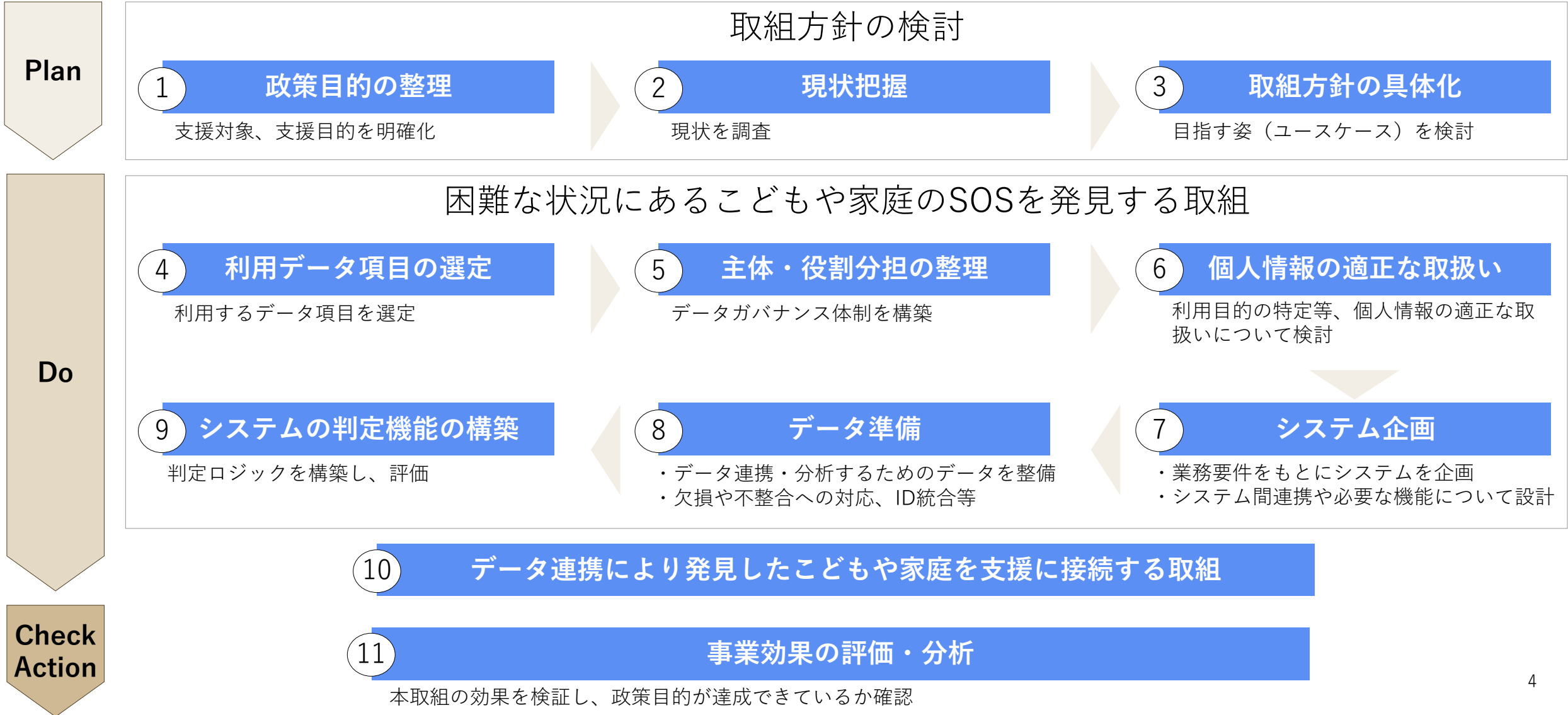
デジタル庁 国民向けサービスグループ

# こどもに関する各種データの連携による支援実証事業



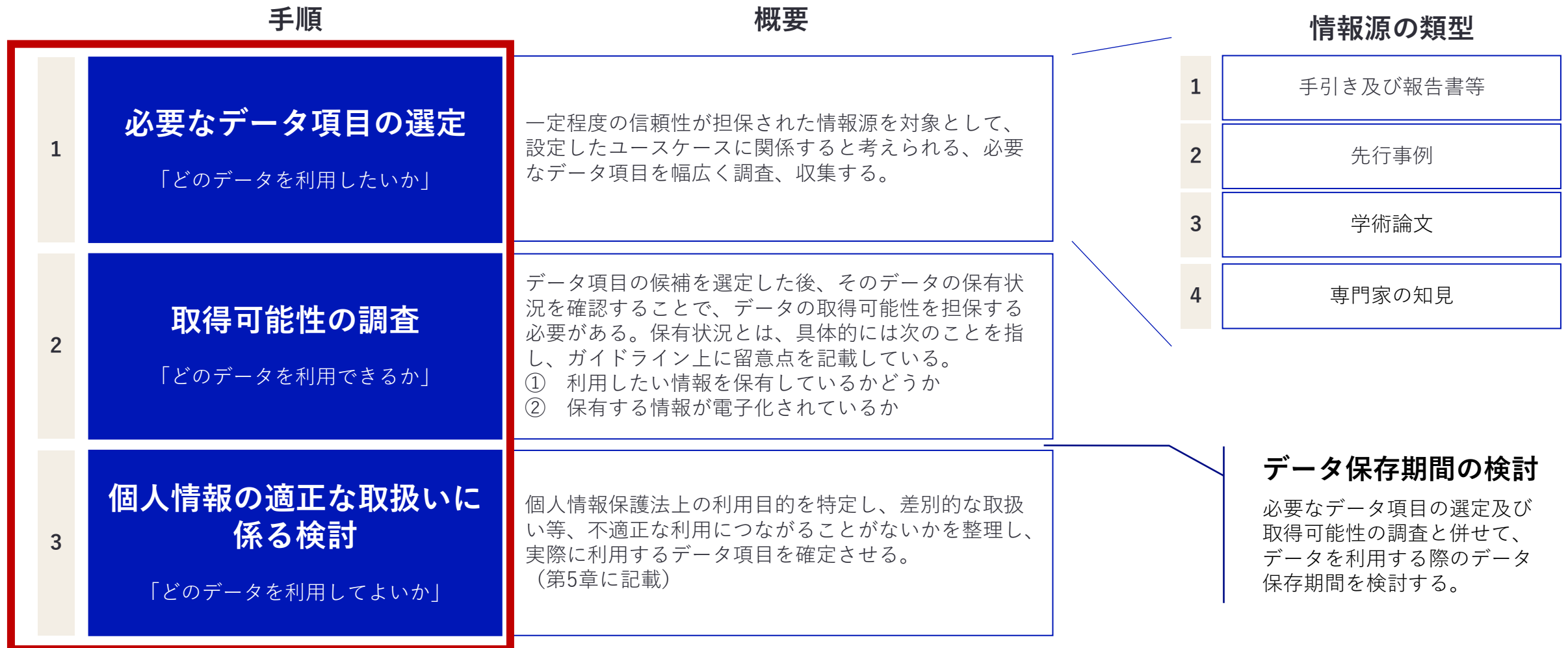
# ガイドライン

# 【こどもデータ連携実証事業】業務実施手順



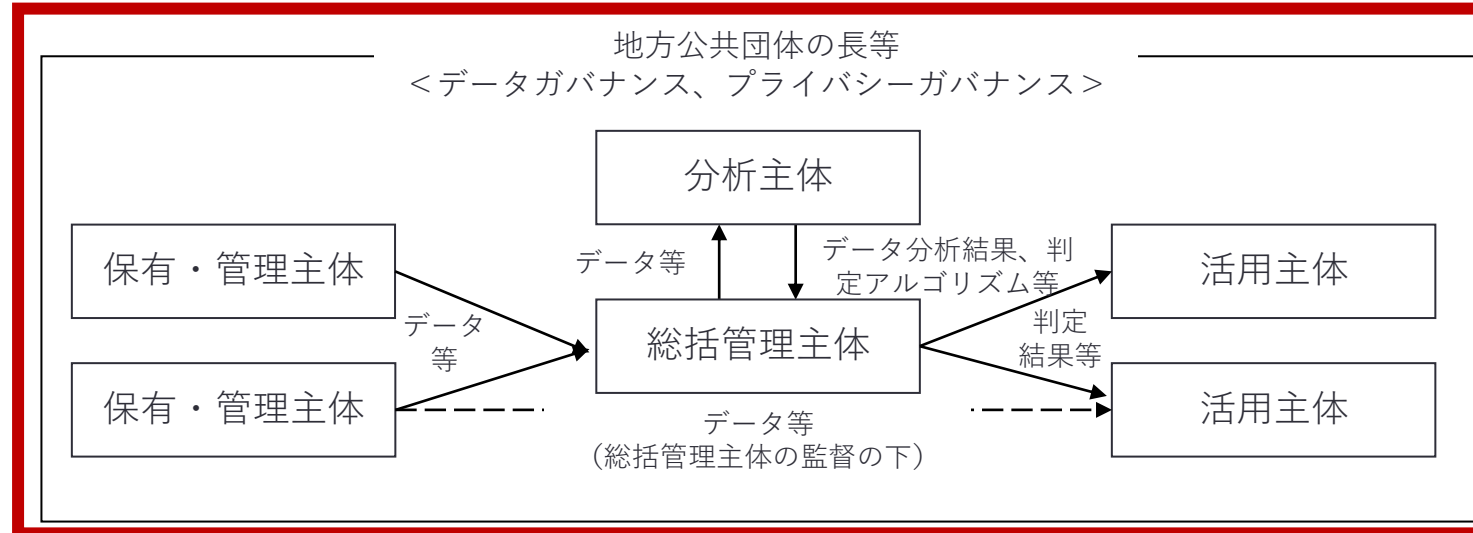
# 3章 利用データ項目の選定

こどもデータ連携の取組において利用するデータ項目を選定する際の留意点について記載。



# 4章 データを取り扱う主体の整理・役割分担

こどもデータ連携の取組において推進するにあたって必要となるデータガバナンス体制について、各主体の役割と責任関係を記載。




No.	主体	役割
1	総括管理主体	各担当部局からのデータを組み合わせてアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局。
2	保有・管理主体	教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局。
3	分析主体	データを分析して総括管理主体が困難な状況にあるこどもを把握するためのアルゴリズム等を作成する者。
4	活用主体	データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者。

# 5章 個人情報の適正な取扱い等（1/6）

こどもデータ連携の取組において取扱う個人情報の適正な取扱い等について記載。

## 主な記載事項

個人情報を 取り扱う上 での前提	1	個人情報の取扱いに関する基本的な考え方
	2	個人情報の取扱いに関する各種原則等と「関連性」の考え方
	3	地方公共団体が取り扱うこととなる個人情報等
	4	個人情報の取扱いに応じた整理（利用目的の整理等）
		
個人情報を 取り扱う際の 体制・手続	5	データガバナンス体制との関係性
	6	手続上の留意点
プライバシー への配慮	7	プライバシーガバナンス
	8	プライバシーリスクの特定

# 実証事業団体及び先行する地方公共団体が継続して事業に取り組む場合に必要となる個人情報の整理について

(令和5年度全面施行の改正個人情報保護法への対応)

- 現在、**こどもデータ連携は**、地方公共団体が行政手続等で取得することとなる個人情報等を**個人情報保護条例に基づき取扱いを定めて取り組んでいる状況**。
- 個人情報保護法の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなった。(令和5年4月1日以降)
- そのため、現在、こどもデータ連携に取り組んでいる地方公共団体は、**令和5年4月以降、個人情報保護条例ではなく、個人情報保護委員会の全国的な共通ルールの下、個人情報の取扱いを整理する必要があり、そのため「実証事業ガイドライン」**(こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会) **を改訂した**ところ。

## < 地方公共団体に対応・検討すべき主な事項 (個人情報関係) > ※ ( ) 内は「実証事業ガイドライン」の該当箇所

- ①個人情報の利用目的の特定等【法律事項】** (「5.4.3 利用目的の特定における整理事項」等)  
こどもデータ連携を行う場合に、利用目的を特定することが必要である。また、扱う情報項目に応じて、取り扱う主体、取得方法、取扱い方法や目的、取り扱う必要性、安全管理措置の状況等について整理する必要がある。整理については、地方公共団体内において内部整理を行うことを想定。
- ②個人情報の目的外利用の整理【法律事項】** (「5.4.6 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供 (相当な理由がある場合)」)  
①で各内容について整理したとしても、既に別の利用目的を特定して保有している個人情報は目的外利用の整理が必要になる。臨時的であること、事務に必要な限度であること、相当の理由があること、権利利益を不当に侵害することがないことを整理する必要がある。整理については、地方公共団体内において内部整理を行うことを想定。
- ③安全管理措置【法律事項】** (「7.5 安全管理措置」)  
組織的安全管理措置 (扱う担当課室の特定等)、人的安全管理措置 (研修の実施等)、物理的安全管理措置 (入退室記録や制限)、技術的安全管理措置 (システムのアクセスコントロール等) を講じる必要がある。
- ④個人情報ファイル簿【法律事項】** (「5.5.2 個人情報の利用における手続上の留意点 (2) 個人情報ファイル簿の作成」)  
利用目的に応じた個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、①②を踏まえて、作成する必要がある。
- ⑤取組の対象となるこどもや家庭への周知** (「5.4 個人情報の取扱いに応じた整理」等)  
④と合わせて、自己の個人情報の利用目的について認識できるよう利用目的の公表 (HP上の公表) や説明等を検討する必要がある。
- ⑥プライバシー保護等も含めたデータガバナンス体制の構築** (「4 データを取り扱う主体の整理・役割分担」「5.7 プライバシーの保護」)  
プライバシー影響評価 (PIA) や、プライバシー保護責任者を設置すること等によるデータガバナンス体制の構築を検討する必要がある。



# 各実証団体の取組の概要

## 3.2 実施スケジュール

団体によって時期の違いはあるが、概ね以下のスケジュールにて実証が進んだ。特に、データ連携のための準備（名寄せ等）、その後のデータ分析や判定機能の設計に時間を要し、最終的な効果検証に時間的余裕を残せなかった様相であった。

		2022年					2023年		
		～8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体制の整備	実施体制検討	→		中間報告 ▼					成果報告会 ▼
	データを取扱う主体の整理・役割分担	→							
法的整理（個人情報の取扱いに関する整理等）		→ 連携するデータの目的外利用の整理等			→ 取組の対象となることもや家庭への説明・プライバシー保護への対応検討				
システム開発 （データ連携）	仕様検討 （対象選定、データ項目選定）	→ 利用するデータ項目の検討							
		→ データ連携方式の検討・整理							
	設計	→							
	開発		→ システム開発				→ 運用		
データ連携のための準備（名寄せ等）		→							
システム開発 （データ分析・リスク判定）	データ分析・リスク判定機能の検討・開発			→ 判定機能の検討・開発					
効果検証	検証方法設計	→							
	実証効果の検証						→		
	成果と課題検証						→		
報告書作成	報告書作成						→		

### 3.1 各採択団体の取組の概要

観点	戸田市	昭島市	加賀市	あいち小児	尼崎市	広島県・府中町	福岡市
<b>本事業における支援の対象</b>	不登校・長期欠席等	ヤングケアラー	不登校・長期欠席、いじめ・問題行動、学力低下、生活の乱れ等	児童虐待、不適切な養育	児童虐待、発達支援、不登校・長期欠席、いじめ・問題行動	児童虐待	児童虐待、不適切な養育
<b>データ連携・支援の対象となるこどもの範囲</b>	戸田市立学校に在籍する小中学生	昭島市在住の就学児～18歳のこども	東和中学校の生徒のうち、マイナンバーカードを保有する生徒及びその保護者（上記のうち、本人同意を得た方のみ）	あいち小児と大府市内のクリニックを受診した0～18歳の大府市在住のこども	0～18歳の尼崎市在住の子ども（悉皆）広義で連携機関による見守り強化も包含するとして、相談がない児童も含みデータ連携・分析	府中町在住の0歳～15歳（中学3年生）のこども	福岡市在住の義務教育課程（中学3年生）までのこども
<b>連携するデータベース</b>	基幹系、校務系、学習系	基幹系、校務系	基幹系（マイナポータル情報）、校務系、学習系	—	基幹系、校務系	基幹系、校務系	基幹系、校務系
<b>関係者への説明</b>	アドバイザリーボードの設置、情報公開	個人情報保護審議会の内容を市のHPで公開	プライバシー影響評価、事業説明会の実施	—	—	ホームページや窓口での情報掲載等を検討中	—
<b>分析（判定基準の設計手法）</b>	実証データ分析結果*	既存の知見*	既存の知見*	既存の知見*	既存の知見*	実証データ分析結果*	実証データ分析結果*
<b>活用主体</b>	教育委員会 市立学校 こども健やか部	子ども家庭支援センター	東和中学校	大府市子ども未来課	いくしあ推進課 こども相談支援課 こども教育支援課	子育て支援課 学校	こども見守り支援課 区子育て支援課 児童相談所
<b>効果検証方法</b>	・協力校にてプッシュ型支援の検証等を実施	・リスクありのこどもについて人によるアセスメントにより精度確認	・アンケート及びヒアリング（教師） ・アンケート（生徒）	・システムを用いた医療機関からの情報提供試行 ・医療機関職員へのヒアリング	・リスクありのこどもについて人によるアセスメントにより精度確認	・リスクありのこどもについて人によるアセスメントにより精度確認	・支援の必要度について人によるアセスメントにより精度確認 ・職員へのアンケート

\*詳細は、「実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携にかかる留意点等）」を参照のこと。こどもデータ連携システムの判定機能を設計する方法には、①既存の知見（困難の類型に対して一定の基準を指し示す文書等）に基づき判定基準を作成していく方法、②実証で利用するデータの分析により見出された支援課題と特定の要因の関係（困難の類型と取組で利用する特定のデータ項目の関係を定量的に分析した結果）を見出し判定基準を作成していく方法、以上の二つがある。

## 3.2. 政策目的について

### 1. 実証事業における事例（支援課題）

実証事業においてどのような支援課題が設定されたのかについて整理する。

支援課題/実証団体	戸田市	加賀市	あいち小児	福岡市	広島県・府中町	尼崎市	昭島市
児童虐待	△	※1	○	○	○	○	
不適切な養育		※1	○	○			
発達支援		※1				○	
不登校・長期欠席	○	○			△	○	
いじめ・問題行動	○	○			△	○	
学力低下		○					
生活の乱れ		○					
ヤングケアラー		※1					○
貧困	△	※1					※2

凡例 ○：今回の実証の支援課題 △：当初取り上げる予定だったが、実証期間内での実施を見送った課題  
 ※1：困難の背景にある事象として認識し、こどもに関する総合的な問題として取り扱った課題  
 ※2：ヤングケアラーを見出すための指標として取り扱った課題

## 3.6. 個人情報保護・プライバシーについて

### 2. 今後の取組の参考となる事項（目的外利用の整理）

実証事業においては、各地方公共団体における条例等を踏まえた検討がなされていたが、整理観点や整理の経緯等については今後の取組の参考となるため、概要を以下に記載する。

実証団体	整理の概要
埼玉県戸田市	今回の事業を推進するにあたっては、教育政策室外の部署が保有する個人情報をデータベース構築のために利用することに関し、戸田市個人情報保護条例第8条に基づき、令和4年5月に戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問し承認を得ている。
東京都昭島市	昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会にて諮問し、目的外利用及び提供を可能とした。なお、その際反対意見はなかった。説明内容としては、実証事業について、①なぜ参加したか、②なぜ採択されたか、③今後の活用について説明し、理解いただいた。
石川県加賀市	<b>本人同意がある場合における利用目的以外の目的</b> のための内部利用及び外部提供として整理を行った。
あいち小児保健医療総合センター（愛知県立医療機関）	<b>児童福祉法（第25条）、児童虐待防止法（第6条）の範疇</b> 、医師は予見可能性や結果回避義務をもって診療にあたっている点を踏まえ、同意取得不要と整理し、目的外利用を可能と整理した。
兵庫県尼崎市	「尼崎市子どもの育ち支援条例」第18条に規定する情報を定める規則にて、条項を規定することで対応できると整理した。
広島県・府中町	府中町において、各課が保有する個人情報は <b>それぞれの事務目的のために収集した情報であるという前提</b> に立ち、本事業における個人情報の取扱いを目的外利用として判断し、要配慮個人情報については個人情報保護審査会に諮問し、目的外利用に必要な「相応な理由」について整理を行った。
福岡県福岡市	データ活用にあたり個人情報の取扱いの整理が必要な工程は、①ロジック（実証事業ガイドラインにおける「判定アルゴリズム」と同義。）の作成、②アセスメント（児童虐待が疑われるケースに関する情報収集及び表示、リスク判定）の2工程であると整理し、特に①については <b>「統計・学術目的」に該当するものとして整理</b> した。

### 3.3 事業の主な成果と留意点

今後の取り組みにつながる成果とともに、留意点も抽出された。

#### 成果

##### ①事業計画・企画

- データ連携事業に必要な事業実施体制、データガバナンス体制を構築し、実際に事業を推進。事業推進に必要な体制の在り方を確立した。

##### ②法的整理等

- 個人情報保護条例にかかる目的外利用について整理を行い、データ連携事業における必要プロセスへの知見を得た。
- 本人同意の取得やプライバシー影響評価（PIA）を実際に行い、当該プロセスに関する知見を得た。

##### ③システム開発 (データ連携等)

- 事業目的に資するデータに限定しながら、個人番号利用事務系、校務系、インターネット系等、異なるネットワーク上に存在する多様なシステムのデータ連携を実現させた。
- 名寄せの手法や情報のデジタル化等、データ連携のための加工について知見を得た。

##### ④システム開発 (データ分析・リスク判定機能構築)

- 医師の判断、ルールベース、機械学習等、各種リスク判定の手法として、有効性や課題を確認できた（今後も継続検討）。
- 欠損への対応、マスキング等、データ分析のための加工の手法について知見を得た。

##### ⑤効果検証

- ロジックモデルを用いた成果指標設定の事例ができた。
- システムによる判定から人によるアセスメントまで行い、潜在的に支援が必要な子どもを抽出できた事例ができた。

#### 留意点

- 支援対象の定義に難航したり、構築するシステムの仕様が曖昧だったりしたケースがあり、事業期間中にスコープの見直しが発生した。
- 下記の各種課題に直面し、スケジュールが当初想定よりも余裕がなく、計画時に予定していた目標を達成できなかった。

- 改正個人情報保護法への対応が今後必要となる。
- こどもや保護者等、関係者への事業の周知方法も検討していく必要がある。

- データ連携元のシステムの改修が必要となり、コスト面で課題となるケースがあった。
- 名寄せ作業の工数がかかった/継続的な名寄せに対する対策が必要である。

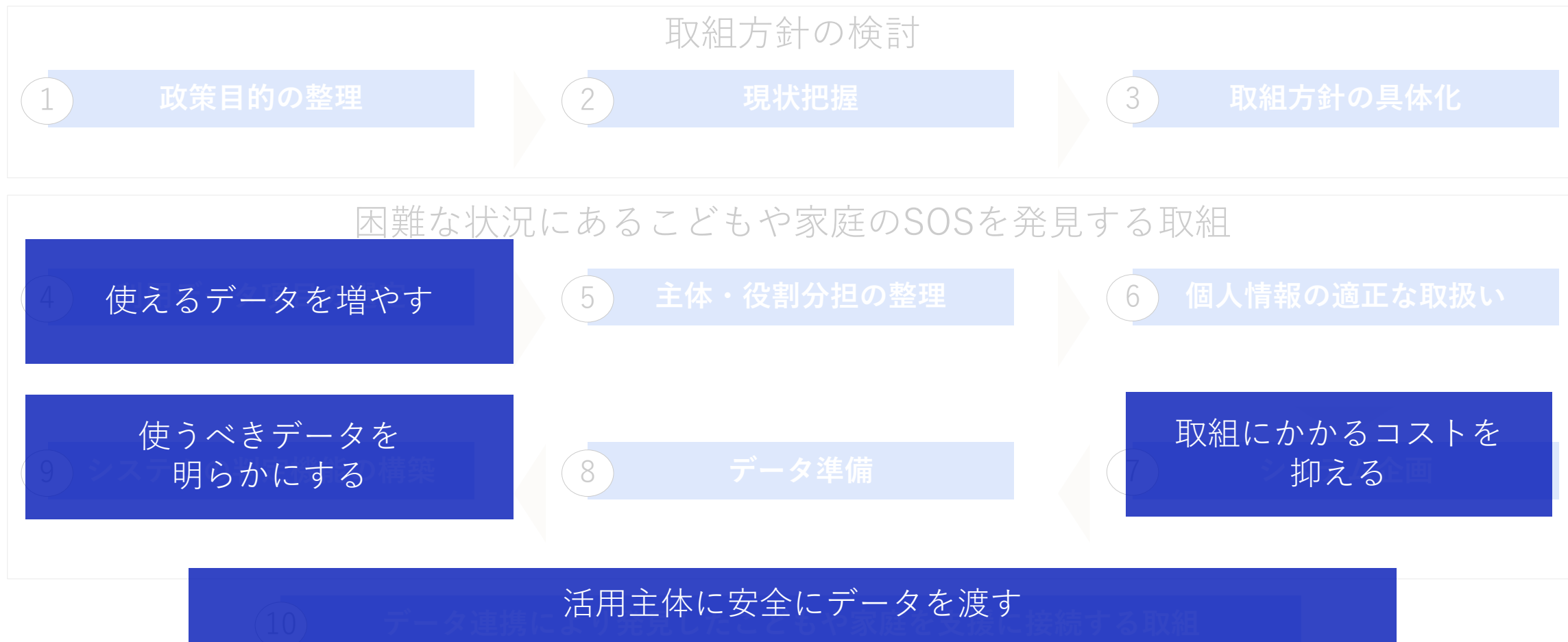
- データ分析のためには、データの量とともに、必要な質が担保されたデータの確保が重要である。
- 判定基準の設計に苦勞するケースがあった。

- 成果指標の設定そのものに苦勞した。
- 実証の期間が短く、また、前段の工程で時間を要し、当初想定していた効果検証まで至らないケースがあった。

- 得られた知見や留意点は、ガイドラインに記載。
- 事例は、各団体の成果報告書に記載。

# 課題

# こどもデータ連携の主要な課題



- ⑪ 活用主体が効果的な支援を行うためには、どのようにデータを見せるとよいか
- ・ 取組の評価が不足



### 3.6 主要な課題（課題の詳細と例）

本実証事業を踏まえ、こどもデータ連携の取組を進める上での主要な課題は、以下の通り整理される。

	課題の詳細	実証事業における例
<p>使えるデータを 増やす</p>	<p><b>【欠損】</b> システムに正しくデータが 入力されていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校務支援システムについて、その利用が必須ではなかったことや利用する際のデータ入力方法等に統一された規則がなかったことに起因し、例えば児童の生年月日や出欠席のデータについても校務支援システムに登録されていないケースがあった。</li> <li>学齢簿の情報を校務支援システムに入力する際に、教員が手入力しているため、氏名等の表記ゆれが発生しているケースがあった。</li> </ul>
	<p><b>【鮮度】</b> データの更新頻度が低い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校務支援システムにおける出欠席のデータが学期末にまとめて登録される運用であったため、児童生徒が連続して欠席する状況となってもすぐに察知することができない状況だった。</li> </ul>
	<p><b>【粒度】</b> 分析・支援に利用する上で データ定義が適切でない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校務支援システムにおける出欠席のデータについて、年間の欠席日数を出力したが、それでは連続した欠席日数や3日出席→1日出席→3日欠席といったパターンを把握することができず、分析や支援を行う上で限定的な利用に留まった。</li> <li>特別支援学級について、組がひらがな等で設定されておりコード化されていないため、データの補正作業が必要となった。</li> </ul>
	<p><b>【量】</b> サンプルサイズが小さい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1自治体のデータでは、統計的に有意な結果を得る上でサンプルサイズが不十分だった。</li> <li>特に、1自治体では虐待等の相談台帳や要対協に登録されているこどもの数が少なく、分析する上でサンプルサイズが不十分となった。</li> </ul>
	<p><b>【構造化】</b> データがフリーテキストで 入力されている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭児童相談のデータにおいて主訴やこどもの状況がフリーテキストで記入されており、例えばこどもの状態について適切にアクセスコントロールを制御して共有することや、経時的な状態の変化を捉えることが困難であった。</li> </ul>
	<p><b>【バイアス】</b> 事象を代表するデータを 保有していない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待等の困難を抱えながらも声をあげられていないこどもや家庭を早期発見する取組であるものの、判定ロジックを構築する上で利用できるデータが「相談・通告を受けたこどもや家庭であるか否か」に留まってしまう。</li> </ul>

### 3.6 主要な課題（課題の詳細と例）

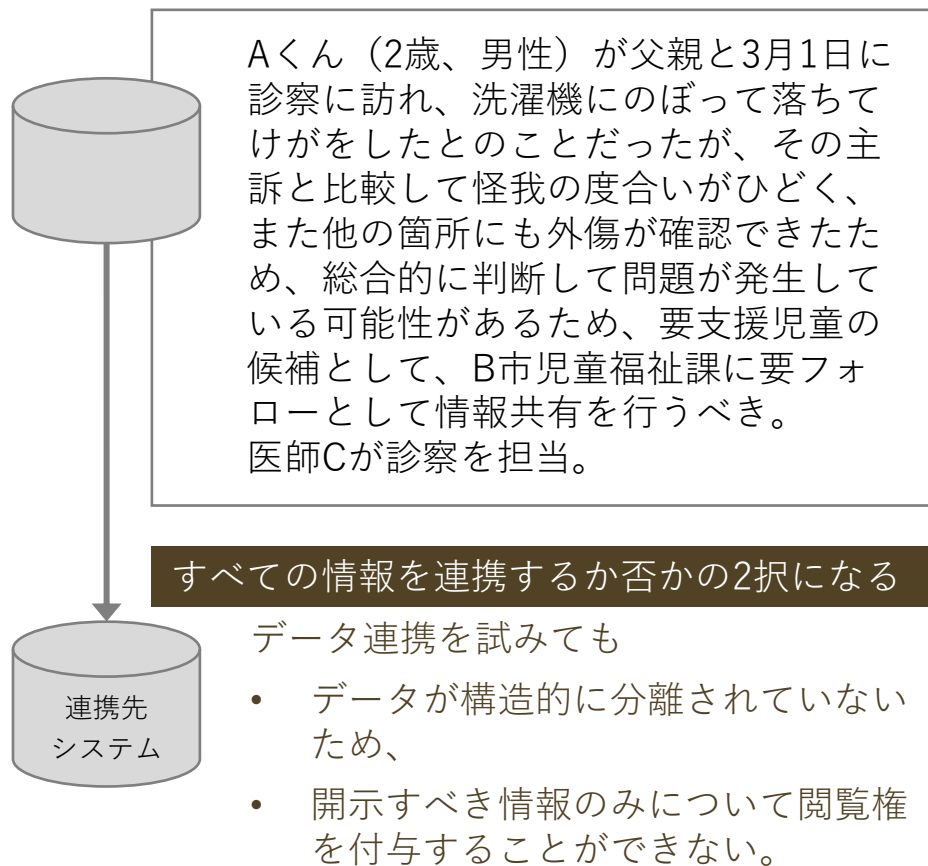
本実証事業を踏まえ、こどもデータ連携の取組を進める上での主要な課題は、以下の通り整理される。

	課題の詳細	実証事業における例
<p>使うべきデータを明らかにする</p>	<p>早期発見のために、どのようなデータを利用すべきであるかまだ明らかでない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同様の事象（例えば虐待等）を早期発見することを目的とした各自治体において共通して利用すべきデータが明らかになっていない。</li> <li>構築した判定ロジックの精度が低いため、利用するデータ項目の見直し含めて判定ロジックの精度の向上が必要と判断された。</li> </ul>
<p>取組にかかるコストを抑える</p>	<p>データの出力等のためのシステム改修に要するコストが高い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県府中町の場合、連携元システムからのデータ出力に係る改修に約2,200万円（うち校務支援システム約1,000万円）かかっており、基礎自治体の予算のみで実施するのは財政的に困難。</li> <li>各団体において実証事業に要した費用は、数千万円から1億円程度。</li> </ul>
<p>活用主体に安全にデータを渡す</p>	<p>地方公共団体の職員以外に対して、紙やファイルでの情報共有が行われる場面があり、適切なアクセス制御が行えない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに構築したシステムにアクセスできない学校の教員や、要対協の構成員等に対して、情報を紙で出力して情報共有せざるを得ない場面がある。</li> <li>学術研究等の二次利用を行う際には、データをファイルで媒体に出力して提供することとなる。</li> </ul>

# （補足） データ構造化のイメージ

「使えるデータを増やす」上では、データを構造化して保持できるようにデータベースを設計しておく必要がある。

## フリーテキストのデータ



## 構造化されたデータ

